

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	相模原市 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和7年5月8日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、精神疾患有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会事務 ②情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供事務</p>
③システムの名称	精神保健福祉業務支援システム、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の117項 市番号条例 第4条第1項 別表第2の25項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><b>【情報提供】</b> 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、127条、146条、157条</p> <p><b>【情報照会】</b> 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144項、145項、146項 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第146条、147条、148条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター 市長公室DX推進課</p>

②所属長の役職名	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター所長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長 藤野福祉相談センター所長 DX推進課長
----------	--

## 6. 他の評価実施機関

請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
-----	---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-9813
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

適用した理由	[ ]適用した
--------	---------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、当該事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [      十分に行っている      ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月26日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	本評価書は、新システム利用開始予定の平成29年3月からの事務について記載する。	«削除»	事後	重要な変更に当たらない (特記事項の変更のため)
平成29年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	精神保健福祉課長 八木英次	精神保健福祉課長 鈴木雅文	事後	重要な変更に当たらない (人事異動による変更のため)
平成29年12月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	相模原市中央区中央2-11-15	相模原市中央区富士見6-1-1	事後	重要な変更に当たらない (住所修正のため)
平成29年12月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
平成29年12月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
平成31年1月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	精神保健福祉課長 鈴木雅文 精神保健福祉センター長 宮倉久里江 緑障害福祉相談課長 八木正 中央障害福祉相談課長 大貫末広 南障害福祉相談課長 石塚祥子 城山保健福祉課長 有馬真一 津久井保健福祉課長 奈良田明美 相模湖保健福祉課長 根岸和泉 藤野保健福祉課長 角田仁 情報政策課長 井上隆	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更に当たらない (基礎項目評価書の様式変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
平成31年1月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
平成31年1月21日	IVリスク対策	なし	基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更に当たらない (基礎項目評価書の様式変更における追加項目のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局福祉部精神保健福祉課 健康福祉局福祉部精神保健福祉センター 健康福祉局福祉部緑障害福祉相談課 健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課 健康福祉局福祉部南障害福祉相談課 健康福祉局福祉部城山保健福祉課 健康福祉局福祉部津久井保健福祉課 健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課 健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 企画財政局企画部情報政策課	健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
令和4年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な修正にあたらない変更 (法改正による号数変更のため)
令和4年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課	健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 市長公室総合政策部DX推進課	事後	重要な変更に当たらない (部署名の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 DX推進課長	事後	重要な変更に当たらない (所属名の変更のため)
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和2年4月30日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
令和5年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 市長公室総合政策部DX推進課	健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター 市長公室DX推進課	事後	重要な変更に当たらない (部署名の変更のため)
令和5年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長	城山福祉相談センター所長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長 藤野福祉相談センター所長	事後	重要な変更に当たらない (所属長の役職名の変更のため)
令和5年3月27日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
令和7年5月8日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	重要な変更に当たらない (時点修正のため)
令和7年5月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1号から第7号 市番号条例 第4条第1項 別表第1の7項、別表第2の26項	番号法 第9条第1項 別表の117項 市番号条例 第4条第1項 別表第2の25項	事後	重要な変更に当たらない (法改正によるため)
令和7年5月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法 第19条第8号別表第2 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第59条の2 【情報照会】 番号法 第19条第8号別表第2 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3	【情報提供】 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、127条、146条、157条 【情報照会】 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144項、145項、146項 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第146条、147条、148条	事後	重要な変更に当たらない (法改正によるため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月8日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、当該事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>		新規項目
令和7年5月8日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	全項目評価又は重点項目評価を実施する		新規項目